

伊勢市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市教育委員会

委員長 中西 康裕

## 伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

(伊勢市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 伊勢市教育委員会公告式規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「云う」を「いう」に、「を定める」を「に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条に見出しとして「(規則等の公布等)」を付し、同条第2項中「規則等」を「規則」に改め、「委員長が署名押印するものとする」を「教育長が署名しなければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 規則を除くほか、教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、番号、年月日、公表の旨の前文、教育委員会名及び教育長名を記入して、教育長印を押さなければならない。  
第2条に次の1項を加える。

4 規則等の公布は、市役所前の掲示場に掲示して行う。

第3条に見出しとして「(規則等の施行)」を付し、同条中「公布」の次に「又は公表」を加える。

第4条に見出しとして「(その他の公表)」を付し、同条中「第2条第3項」を「第2条第3項及び第4項」に、「要するものの公告に」を「要する告示及び公告の公示について」に改める。

(伊勢市教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 伊勢市教育委員会会議規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「委員長の選任方法」を「総則」に、「第3章 会議録

「第 3 章 会議録（第16条—第19条）  
（第16条—第19条）」を  
第 4 章 補則（第20条）」

に改める。

第 1 章を次のように改める。

## 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定するもののほか、教育委員会の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条を次のように改める。

（会議の種類等）

第 2 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、原則として毎月 1 回招集する。

3 臨時会は、教育長が必要と認めた場合又は法第14条第 2 項に規定する場合に招集する。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「会議開催の日前 3 日までに」を「あらかじめ」に、「、会議」を「並びに会議」に改め、同項ただし書きを削り、同条第 2 項中「委員長」を「教育長」に、「、会議」を「並びに会議」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 2 項中「具して」を「付して」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（動議）」

を付し、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第7条とする。

第9条に見出しとして「(発言)」を付し、同条第1項を次のように改める。

発言しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

第9条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条の見出しを「(請願及び陳情)」に改め、同条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

第15条第1項ただし書中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に、「秘密会とすること」を「公開しないこと」に改め、同条を第14条とし、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(秘密の保持)

第15条 前条第1項ただし書の規定により公開しないこととされた議事の記録は、公表しない。

2 前項の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第17条の見出しを「(会議録署名委員)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「及びこれを調製した職員」を削り、同

項を同条第1項とし、同条第3項中「委員長」を「教育長」に改め、同項を同条第2項とする。

第18条第2号中「出席委員」を「出席した教育長及び委員」に改め、同条第4号中「委員」を「教育長、委員」に改め、同条第10号中「委員長」を「教育長」に改める。

第19条を次のとおり改める。

(会議録の公表)

第19条 会議録(第14条第1項ただし書の規定により公開しないこととされた議事の記録を除く。)は、事務局に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第3章の次に次の1章を加える。

#### 第4章 補則

(その他会議の運営)

第20条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

(伊勢市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第3条 伊勢市教育委員会傍聴人規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市教育委員会傍聴規則

第7条を削る。

第6条に見出しとして「(行為の制限及び退場)」を付し、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加え、同条を第8条とする。

教育長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができ

る。

第5条に見出しとして「(遵守事項)」を付し、同条第1項第1号中「委員長」を「教育長」に改め、同項第2号中「飲食」の次に「又は喫煙」を加え、同項第3号中「談話をしないこと」を「談話その他騒ぎ立てないこと」に改め、同項第4号中「委員の言論」を「議事」に改め、同項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は」に、「言動」を「行為」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第7条とする。

2 前項に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

第7条の前に次の1条を加える。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

第4条を削る。

第3条に見出しとして「(議席への入場禁止)」を付し、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(傍聴席の定員)

第4条 傍聴席の定員は、5人とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、定員を増減することができる。

第2条に見出しとして「(傍聴の禁止)」を付し、同条中「には、傍聴を許さない」を「は、傍聴することができない」に改め、同条第1号中「帯びている者」を「帯びていると認められる者」に改め、同条第3号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第3条とする。

第1条に見出しとして「(傍聴の手続)」を付し、同条中「委員会の議事」を「会議」に、「傍聴人名簿」を「所定の用紙」に改め、同条を第2条とし、第1条として次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正)

第4条 伊勢市教育委員会等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表社会教育課の部社会教育係の項第1号中「社会教育」を「社会教育の振興」に改め、同項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とする。

第5条第1項中「教育部長及び教育次長」を「事務部長及び学校教育部長」に改める。

第6条第1項中「教育部長」を「事務部長」に「事務を掌理する」を「事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 学校教育部長は、教育長の命を受け、学校教育全般に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第6条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項から第16項までを2項ずつ繰り上げる。

第7条中「第19条第8項」を「第18条第8項」に改める。

(伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第5条 伊勢市教育委員会事務委任規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に見出しとして「(事務委任の特例)」を付し、同条を第3条とする。

第1条に見出しとして「(教育長への事務委任)」を付し、同条に次の1号を加える。

(17) 幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本事項の策定その他法第27条に規定することについて意見を申し出ること。

第1条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定による事務委任等に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(教育委員会への報告)

第4条 教育長は、第2条の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(伊勢市教育長事務委任規則の一部改正)

第6条 伊勢市教育長事務委任規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条」を「第2条」に改める。

(伊勢市教育委員会公印規則の一部改正)

第7条 伊勢市教育委員会公印規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「新調し、改刻し」を「新調、改刻」に改める。

第7条第2項中「前項」を「教育総務課長は、前項」に、「廃棄する」を「廃棄処分しなければならない」に改める。

第8条中「公印事故報告書により」を「公印事故報告書を」に、「報告」を「提出」に改める。

別表委員長印の項を削り、同表課長印の項使用区分の欄中「預金口座振替納付書送付明細、振込・振替等依頼書及び口座振替停止依頼書」を「教育総務課長名の文書」に改め、同表学校印の項中

れい書	方24	学校名の文書	同	35	を
てん書	方24	学校名の文書	同	1	
てん書	方30	学校名の文書	同	1	

」

れい書	方24	学校名の文書	同	36	に改
-----	-----	--------	---	----	----

」

め、同表学校長印の項中

れい書	方21	学校長名の文書	同	36	を
てん書	方21	学校長名の文書	同	1	

」

れい書	方21	学校長名の文書	同	36	に改
-----	-----	---------	---	----	----

」

める。

#### 附 則

この規則は、教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第43号）の施行の日から施行する。

教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市教育委員会

委員長 中西 康裕

## 伊勢市教育委員会規則第2号

### 教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき教育長職務代理委員が行う職務については、伊勢市教育委員会の会議その他伊勢市教育委員会の議事の運営に関する事務を除き、同法第25条第4項の規定により伊勢市教育委員会事務局の事務部長に委任し、又は臨時に代理させることができる。この場合において、事務部長に事故があるとき、又は事務部長が欠けたときは、同局の学校教育部長に委任し、又は臨時に代理させることができる。

### 附 則

この規則は、教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第43号）の施行の日から施行する。

伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市教育委員会

委員長 中西 康裕

## 伊勢市教育委員会規則第3号

### 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号。以下「条例」という。）第8条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 条例第8条第3号に規定する教育委員会が定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 市の行政と密接な関係を有し指導育成を行うことを相当とする団体の事務に従事する場合
- (2) 職務と関連を有する国又は他の地方公共団体の事業若しくは事務に従事する場合
- (3) 法令に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- (4) 国又は地方公共団体の機関、学校その他公共団体の委嘱を受けて講演、講義等を行う場合
- (5) 職務上の教養に資する講演、講義等を聴講する場合
- (6) 国又は地方公共団体の行う職務に関係ある試験を受ける場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認める場合

(事後承認の手続)

第3条 教育長は、条例第8条の規定による事前の承認を受けることができなかつた場合は、速やかにその事由を付して教育委員会の承認を求めなければならない。

附 則

この規則は、教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第43号）の施行の日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市教育委員会

委員長 中西 康裕

#### 伊勢市教育委員会規則第4号

##### 就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条中「又は様式第7号」を「、様式第7号又は様式第7号の2」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、「長期欠席児童生徒」を「長期欠席児童(生徒)」に改める。

様式第7号の次に次の1様式を加える。



様式第8号中「児童生徒出欠席」を「児童(生徒) 出欠席」に、「在籍児童」を「在籍児童(生徒)」に、「出席児童」を「出席児童(生徒)」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第12条関係)

第 号

年 月 日

(宛先) 伊勢市教育委員会

伊勢市立

学校

学校長

印

全課程修了者報告書

学校教育法施行令第 22 条の規定により、全課程を修了した児童(生徒)を次のとおり報告します。

児童(生徒)氏名	生年月日	住 所	保護者氏名	備 考

